

公調委平成16年（フ）第4号石川県羽咋郡富来町地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 事件関係人の申立て

1 申請人

処分庁が申請人に対し平成16年3月23日付けでした採石権設定決定申請棄却処分を取り消すとの裁定を求める。

2 処分庁

主文と同旨の裁定を求める。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、申請人が、処分庁に対し、別紙物件目録記載の土地（以下これを「本件申請地」といい、同目録1記載の土地を「本件第1申請地」と、同目録2記載の土地を「本件第2申請地」という。）について、採石法12条の規定に基づく採石権を設定する旨の決定（以下「採石権の強制設定」という。）を申請したところ、これを棄却する旨の処分を受けたため、これが不当であるとして、当該処分の取消を求め

たものである。

2 判断の前提となる事実（認定に用いた証拠は、当該事実の末尾に掲記する。）

（1）申請人は、砕石の生産等を目的とする株式会社であり、本件申請地に隣接する a 町〇〇〇〇〇〇に採石場を有し、道路用及びコンクリート用（以下「道路用等」という。）の砕石を生産・販売しているが、同採石場の採掘可能な岩石は残り僅かとなったため、本件申請地に採石権の設定を受けるべく、平成13年ころまでにこれら土地の所有者との交渉活動を開始したが、成果を得られなかった。

（2）そこで、申請人は、平成13年8月1日、処分庁に対し採石法9条1項に基づく協議の許可を申請し、平成14年4月5日付けで同許可を得た後の同月16日、本件第1申請地の所有者である石川県及び本件第2申請地の所有者であるXを相手方として、採石権設定協議のため、金沢簡易裁判所に民事調停を申し立てたが、この調停は不成立により終了した。

（以上につき乙2，4，審理の全趣旨）

（3）申請人は、平成14年10月3日、本件申請地について採石権の強制設定を申請し（以下この申請を「本件申請」という。）、これを受けて処分庁は、平成15年2月18日、採石法17条に基づく意見聴取会を開催した。

本件第1申請地は石川県の行政財産であるが、石川県は、この意見聴取会において、同土地を水資源涵養機能や山地災害防止機能を重視する森林と位置付けて今後とも行政財産として管理していく必要がある旨を述べた。

本件第2申請地の所有者Xは、この意見聴取会に出頭しなかった。

（以上につき乙2，5，審理の全趣旨）

（4）処分庁は、申請人に対し、平成16年3月23日付けで、次の理

由により本件申請を棄却する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。（乙1，審理の全趣旨）

ア 申請人が本件申請地からの採取を計画している岩石は，道路用等のものであるところ，●●地方の既存採石場において見込まれる当該用途に適する岩石の賦存量は，同地方で想定される需要の少なくとも18年分を賄うことが可能である。

イ また，申請人が本件申請地から採取しようとしている安山岩類は，本件申請地に限らず●●地方に広く分布している。

ウ 現在申請人が採石業用に既に確保している土地の同種岩石賦存量は，申請人の今後の計画上の年間出荷量の約11年分に相当する。

エ したがって，本件申請に係る採石権の強制設定については，これによる所有権の制約によって土地所有者が被る不利益を上回る社会公共の利益及び必要性があるとは認められない。

オ 本件第1申請地は石川県の行政財産であるところ，地方自治法238条の4第1項によれば，地方自治体の行政財産には，一定の例外の場合を除き私権を設定することができないから，同土地に対する採石権設定は許容されない。

- (5) 石川県知事は，鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律29条に基づき，本件の審理に際して意見書を提出し，前記(3)の意見聴取会における石川県の意見とほぼ同旨の意見を述べた上，本件第2申請地の所有者であるXが同土地を山林として管理していく強い意志を有していること等の事情も勘案し，本件処分は妥当と思料される旨の意見を開陳した。（職1）

3 争点

(1) 申請人の主張

ア 本件申請地の近隣土地において申請人が採掘している岩石は，

残り僅かとなってきた。他方、本件申請地には、近隣土地における申請人の原石採取の実績よりしても、良質の黒色粗粒安山岩が豊富に埋蔵されているものと推測される。

そこで、申請人は、従前より本件申請地の所有者である石川県及びXに対して有償で申請人のために採石権を設定してもらうべく交渉をしたものの、同両名との間で未だかかる採石権の設定契約の締結に至っていない。

しかしながら、申請人による採石は、現時点で本件申請地の付近まで進んでおり、本件申請地につき採石権の設定を得られなければ、良質な原石資源の開発を害するおそれがあるので、申請人は、本件申請に及んだものである。

しかるに、本件処分は、かかる経緯・理由を不当に軽視してされたものである。

イ 処分庁は、後記（２）アのとおり、申請人が近隣土地に確保している土地の岩石賦存量が申請人の今後の計画上の年間出荷量の約11年分に相当する旨主張するが、現実に採取可能な岩石の分量は、その賦存量より相当減少するものであるから、本件申請が棄却されても申請人が今後11年にわたって岩石を採取できるとするのは誤りである。

（２）処分庁の主張

ア 本件申請地の近隣土地において申請人が採取している岩石は、残り僅かとはいえない。平成15年2月18日に処分庁が開催した意見聴取会において、申請人は、近隣土地に確保している土地の岩石賦存量が約170万トン、年間出荷量が約15万トンと見込んでいると陳述しているから、計算上、約11年分に相当する量を有することになる。

イ また、申請人は、本件申請が承認されないと良質な原石資源の

開発を害するおそれがある旨主張するが、●●地方における道路用等の砕石の需給関係について検討するために処分庁が中立的な学識経験者を構成員として設置した「石川県●●地方における採石の需要と供給に関する検討委員会」における検討の結果によれば、申請人が本件申請地から採取を計画しているものと同じ用途の岩石については、●●地方の既存の採石場に、同地方で想定される需要の18年分が賦存していることと見込まれたことから、採石権の強制設定につき、土地所有権を制約する程の不利益を上回る社会公共の利益があるとは認められないと判断したのである。加えて、本件申請地の岩石と同種の岩石は、本件申請地以外にも広く賦存していることから、本件申請地を現時点で開発する必要性は認められない。

ウ また、本件第1申請地は、一定の例外の場合を除き私権を設定することのできない石川県の行政財産であるところ、石川県も、前記意見聴取会で、これを水資源涵養機能や山地災害防止機能を重視する森林と位置付けて今後とも行政財産として管理していく必要がある旨陳述しているのであって、採石権の設定は許容されないのである。

エ 以上のとおり、本件処分は、合理的かつ妥当なものである。

第3 裁定委員会の判断

1 前記「判断の前提となる事実」のほか、乙2、4及び審理の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(1) 申請人は、本件申請地から採取した安山岩で道路用等の砕石を生産・販売しようとして計画している。

(2) 一般に、砕石の出荷先は、運搬コストの制約上、生産地から50km程度の範囲内とされているところ、申請人が現に生産・販売している砕石の出荷先も、申請人の採石場から半径50kmの範囲内(ただ

し富山県内を除く。)であって、これは石川県の●●地方に概ね一致する。

(3) 近年、国及び地方公共団体の公共事業予算の減少傾向が続いている上、公共事業ではリサイクル骨材の活用も拡大しているため、道路用等の砕石の需要も全国的に減少傾向が続いている。こうした傾向は、●●地方においても同様であり、同地方における格別大規模な公共事業の予定もないこと等から、今後も当分の間継続することが見込まれている。

(4) ●●地方の既存の主要な採石場に対するアンケート調査の結果等から●●地方に賦存すると推定される道路用 1265 万トン、コンクリート用 445 万トンの岩石量と、上記(3)の見込みに基づいて同地方で今後予想される道路用等の砕石の需要とを対比すると、同地方の同種の砕石の供給量をもって、平成 16 年以降少なくとも 18 年分の需要を賄うことができるものと推定される。

(5) また、道路用等の砕石に適する安山岩は、既存の採石場以外にも、●●地方に広く分布している。

2 ところで、採石法所定の採石権強制設定の制度は、石材が社会資本の整備を目的とする公共事業等に必要不可欠の資源であることから、石材の不足により社会資本の整備に支障を来すことのないように、その需要を賄うに足りる供給を確保するために設けられたものであると解される。しかしながら、他方、この制度は、契約自由の原則に対する重大な例外というべきものであって、採石権を強制設定される土地の所有権を著しく制限することとなるのであるから、採石権の強制設定は、採石法 16 条 1 項各号所定の場合に該当しなくても、かかる土地所有権の制限を正当化し得るに足りる必要がある場合に限り容認されると解すべきである。すなわち、石材の需給が逼迫し、当該地域の石材市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、

又は近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあって、土地の所有権を制限してでも石材を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合に限って当該強制設定が肯認されるというべきものである。

- 3 これを本件について見ると、前記のとおり、●●地方の既存の採石場で見込まれる道路用等の碎石の賦存量は、同地方で想定される当該碎石の需要の少なくとも18年分を賄えると推定される上、同地方には既存の採石場以外にもこの用途に適する岩石が広く賦存していると認められるのであるから、同地方の碎石の供給量は現在十分確保されており、本件につき直ちに採石権の強制設定を行わなくとも、同地方で近い将来に供給不足の生じるおそれはないものと認められる。してみると、本件については、採石権の強制設定が土地所有権に対する制限を正当化し得るに足りる公益的必要性を有すると認めることはできない。
- 4 さらに、申請人は、申請人の確保した土地における今後の採掘可能年数や、申請人が本件申請を行うに至った経緯・事情についてもるる主張するが、採石権の強制設定の制度の目的は前記2のとおりであって、個々の採石業者の保護を目的とすると解することはできないから、前記のとおり公益的観点から採石権の強制設定の必要性が是認されない以上、これらの主張について個々判断するまでもなく、本件処分に違法はないというべきである。

第4 結論

以上の次第で、本件処分の取消を求める申請人の申請は理由がないから、これを棄却することとし、裁定委員会全員一致の意見により、主文のとおり裁定する。

平成16年12月14日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 加 藤 和 夫

裁定委員 田 辺 淳 也

裁定委員 平 野 治 生

(別紙省略)